（法第三十四条の十一第二項において準用する法第三十四条の十第五項の規定による変更後の実施計画の公表）

第百十四条　金融庁長官は、法第三十四条の十一第一項の認定をしたときは、同条第二項において準用する法第三十四条の十第五項の規定により、当該認定の日付、当該認定に係る実施計画を提出した金融機関等（法第二条第一項第五号及び第八号から第十三号までに掲げる金融機関等を除く。）の商号又は名称、当該実施計画の内容及び当該実施計画に添付された前条第二項第一号に掲げる書類（法第三十四条の十第二項第七号に掲げる事項の変更に係る実施計画の変更の認定をした場合にあっては、第百四条第二号に掲げる書類を含む。）を公表するものとする。

（法第三十四条の十三第二項において準用する法第三十四条の十第五項の規定による公表）

第百十五条　金融庁長官は、内閣総理大臣が法第三十四条の十三第一項の規定により実施計画の認定を取り消したときは、同条第二項において準用する法第三十四条の十第五項の規定により、当該取消しの日付、当該認定を取り消された金融機関等（法第二条第一項第五号及び第八号から第十三号までに掲げる金融機関等を除く。）の商号又は名称及び当該取消しの理由を公表するものとする。

（経由官庁）

第百十六条　［略］

（予備審査）

第百十七条　金融機関等は、法の規定による決定、承認、認可又は認定の申請をしようとするときは、当該決定、承認、認可又は認定の申請をする際に金融庁長官等（金融庁長官又は財務局長をいう。以下この条において同じ。）に提出すべき書類に準じた書類を金融庁長官等に提出して予備審査を求めることができる。

様式第六の二（第104条関係）

（日本産業規格Ａ４）

実　施　計　画

年　月　日提出

（申請者）　本店又は主たる
事務所の所在地
商号又は名称
代表者　役職・氏名

金融機能の強化のための特別措置に関する法律第34条の10第１項の規定に基づき、実施計画を次のとおり提出します。

記

第１　実施計画の実施期間

（記載上の注意）

１．実施期間は、５年を下らないものであって、事業年度の終了の日を終期とするものに限る。

２．実施計画の始期は、経営基盤強化実施金融機関等（法第34条の10第１項に規定する「経営基盤強化実施金融機関等」をいう。以下同じ。）が事業の抜本的な見直しとして実施する経営基盤の強化のための措置を開始する日の属する事業年度の開始の日（実施計画を提出した金融機関等（以下「申請金融機関等」という。）が銀行等であり、かつ、当該措置を開始する日が10月１日から３月31日までの間である場合にあっては、10月１日）とする。

（経由官庁）

第百一条　［同上］

（予備審査）

第百二条　金融機関等は、法の規定による決定、承認又は認可の申請をしようとするときは、当該決定、承認又は認可の申請をする際に金融庁長官等（金融庁長官又は財務局長をいう。以下この条において同じ。）に提出すべき書類に準じた書類を金融庁長官等に提出して予備審査を求めることができる。

［様式を加える。］